

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
T A R U C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
R U C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
U C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
I L O T A R U C I T Y C O U N C I L
L O T A R U C I T Y C O U N C I L
O T A R U C I T Y C O U N C I L
T A R U C I T Y C O U N C I L
R U C I T Y C O U N C I L
U C I T Y C O U N C I L
C I T Y C O U N C I L
I T Y C O U N C I L
Y C O U N C I L
C O U N C I L
O U N C I L
N C I L
C I L
I L
L

平成30年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会 議 案

平成30年度小樽市一般会計補正予算

平成30年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,491,026千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第2条 市債の追加及び変更は、「第2表 市債補正」による。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方特例交付金		千円 40,000	千円 28	千円 40,028
	1 地方特例交付金	40,000	28	40,028
11 地方交付税		15,714,000	△ 169,684	15,544,316
	1 地方交付税	15,714,000	△ 169,684	15,544,316
15 国庫支出金		11,195,930	94,083	11,290,013
	2 国庫補助金	936,345	94,083	1,030,428
16 道支出金		3,247,005	1,125	3,248,130
	2 道補助金	391,398	1,125	392,523
18 寄附金		3,387	60,314	63,701
	1 寄附金	3,387	60,314	63,701
19 繰入金		1,445,338	1,083,354	2,528,692
	1 基金繰入金	1,445,338	1,083,354	2,528,692
20 繰越金		1	220,644	220,645
	1 繰越金	1	220,644	220,645
21 諸収入		3,000,295	8,450	3,008,745
	4 雑収入	448,633	8,450	457,083
22 市債		3,134,500	2,216	3,136,716
	1 市債	3,134,500	2,216	3,136,716
歳 入 合 計		55,190,496	1,300,530	56,491,026

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		1,457,378	234,568	1,691,946
	1 総 務 管 理 費	1,140,851	234,568	1,375,419
3 民 生 費		24,715,150	17,122	24,732,272
	1 社 会 福 祉 費	11,523,168	17,122	11,540,290
4 衛 生 費		4,629,830	4,800	4,634,630
	1 保 健 衛 生 費	1,935,088	4,800	1,939,888
6 農 林 水 産 業 費		101,898	1,125	103,023
	1 農 林 業 費	86,563	1,125	87,688
8 土 木 費		4,692,252	917,732	5,609,984
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,949,309	906,644	2,855,953
	6 港 湾 費	1,040,988	11,088	1,052,076
9 消 防 費		324,290	3,700	327,990
	1 消 防 費	324,290	3,700	327,990
10 教 育 費		2,032,901	11,160	2,044,061
	1 教 育 総 務 費	196,749	110	196,859
	2 小 学 校 費	551,820	11,000	562,820
	5 社 会 教 育 費	436,491	50	436,541
12 諸 支 出 金		542,699	110,323	653,022
	2 財 政 調 整 基 金 費	1,762	110,323	112,085
歳 出 合 計		55,190,496	1,300,530	56,491,026

第2表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設等 整備事業費	千円 14,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
義務教育施設整備事業費	千円 25,000	千円 35,400
臨時財政対策債	1,632,000	1,609,816

平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算

平成30年度小樽市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,876千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,636,133千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 86,276	千円 11,088	千円 97,364
	1 一般会計繰入金	86,276	11,088	97,364
4 繰 越 金 〔従来の4款を5款 に、5款を6款に 改める。〕		—	10,788	10,788
	1 繰 越 金	—	10,788	10,788
歳 入 合 計		1,614,257	21,876	1,636,133

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾整備事業費		千円 1,262,687	千円 21,876	千円 1,284,563
	1 港湾整備事業費	1,262,687	21,876	1,284,563
歳 出 合 計		1,614,257	21,876	1,636,133

平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

平成30年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390,182千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,804,419千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 道 支 出 金		千円 11,275,341	千円 270	千円 11,275,611
	1 道 補 助 金	11,275,341	270	11,275,611
3 財 産 収 入		67	47	114
	1 財 産 運 用 収 入	67	47	114
4 繰 入 金		1,188,719	△ 5,559	1,183,160
	2 基 金 繰 入 金	5,562	△ 5,559	3
5 繰 越 金 (従来の5款を6款 に改める。)		—	395,424	395,424
	1 繰 越 金	—	395,424	395,424
歳 入 合 計		14,414,237	390,182	14,804,419

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 350,719	千円 270	千円 350,989
	1 総 務 管 理 費	350,719	270	350,989
5 基 金 積 立 金		67	95,309	95,376
	1 基 金 積 立 金	67	95,309	95,376
6 諸 支 出 金		13,062	294,603	307,665
	2 返 還 金	5,562	294,603	300,165
歳 出 合 計		14,414,237	390,182	14,804,419

平成30年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

平成30年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510,370千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,149,241千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 支払基金交付金		千円 3,800,498	千円 △ 86,140	千円 3,714,358
	1 支払基金交付金	3,800,498	△ 86,140	3,714,358
5 財 産 収 入		281	104	385
	1 財産運用収入	281	104	385
7 繰 越 金 (従来の7款を8款 に改める。)		—	596,406	596,406
	1 繰 越 金	—	596,406	596,406
歳 入 合 計		14,638,871	510,370	15,149,241

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 3,034	千円 209,071	千円 212,105
	1 基金積立金	3,034	209,071	212,105
5 諸 支 出 金		5,100	301,299	306,399
	1 償還金及び 還付加算金	5,100	301,299	306,399
歳 出 合 計		14,638,871	510,370	15,149,241

平成30年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

平成30年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,302千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,145,157千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金 〔従来の4款を5款に改める。〕		千円 —	千円 52,302	千円 52,302
	1 繰 越 金	—	52,302	52,302
歳 入 合 計		2,092,855	52,302	2,145,157

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 2,003,230	千円 52,302	千円 2,055,532
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,003,230	52,302	2,055,532
歳 出 合 計		2,092,855	52,302	2,145,157

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第6号

平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第7号

平成29年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から平成29年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算が別
冊のとおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査
委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第8号

平成29年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から平成29年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第9号

平成29年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から平成29年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第10号

平成29年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から平成29年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第11号

平成29年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から平成29年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算が別冊の
とおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員
の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第12号

平成29年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から平成29年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算が別
冊のとおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査
委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第13号

平成29年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から平成29年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第14号

平成29年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から平成29年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第15号

平成29年度小樽市病院事業決算認定について

病院事業管理者から平成29年度小樽市病院事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第16号

平成29年度小樽市水道事業決算認定について

公営企業管理者から平成29年度小樽市水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第17号

平成29年度小樽市下水道事業決算認定について

公営企業管理者から平成29年度小樽市下水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第18号

平成29年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

平成29年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算を別冊のとおり作成したので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第19号

平成29年度小樽市簡易水道事業決算認定について

平成29年度小樽市簡易水道事業決算を別冊のとおり作成したので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例
小樽市特別職に属する職員の給与条例（昭和26年小樽市条例第47号）の
一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成26年4月分」を「平成30年11月分」に、「100
分の85」を「100分の75」に改める。

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、市長の給料月額について、独自削減の減額率を
変更するためであります。

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小樽市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第23号）」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第65号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和等に関する規定を基準省令のとおり適用するためであります。

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小樽市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「。以下「整備法」という。」を削る。

附則第2項中「基準省令」の次に「及びその一部を改正する省令」を加える。

附則第3項の見出し中「基準省令」を「基準省令等」に改め、同項中「適用する基準省令」の次に「及びその一部を改正する省令の附則」を加え、「整備法の施行の日現在の基準省令」を「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号。以下「一部改正省令」という。）による改正後の基準省令及び一部改正省令の公布の日以前に公布された基準省令の一部を改正する省令の附則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員

の基礎資格等を有する者に関する規定を基準省令のとおり適用するためであります。

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例

小樽市営住宅条例（平成9年小樽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公営住宅の部若竹住宅の項中

昭和45年度 （平成24年度に北海道から事業主体変更）	59戸
昭和46年度 （平成24年度に北海道から事業主体変更）	49戸
昭和48年度 （平成21年度に北海道から事業主体変更）	40戸

を

昭和46年度 （平成24年度に北海道から事業主体変更）	49戸
昭和48年度 （平成21年度に北海道から事業主体変更）	40戸
平成30年度	44戸

に改め、同部戸数合計の部分中「2,887戸」を「2,872戸」に改め、同表戸数総計の部分中「3,077戸」を「3,062戸」に改める。

別表第 4 児童遊園の部桜 E 住宅児童遊園の項の次に次のように加える。

若竹住宅児童遊園	小樽市若竹町	
----------	--------	--

別表第 4 駐車場の部桜 E 住宅駐車場の項の次に次のように加える。

若竹住宅駐車場	小樽市若竹町	駐車区画数 1 2
---------	--------	-----------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、若竹住宅 3 号棟を供用開始することに伴い、同住宅の戸数を変更するとともに、児童遊園及び駐車場を設置するためであります。

工事請負変更契約について

公営住宅建替工事(若竹住宅3号棟)の請負変更契約を次のように締結する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工事名称 公営住宅建替工事(若竹住宅3号棟)
- 2 契約金額
変更前 7億2,900万円
変更後 7億2,953万7,192円
- 3 契約の相手方 小樽市若竹町3番1号
近藤・阿部・西條共同企業体
代表者
近藤工業株式会社

工事請負変更契約について

(仮称)中央5号上屋新築工事の請負変更契約を次のように締結する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工事名称 (仮称)中央5号上屋新築工事
- 2 契約金額
変更前 5億6,268万円
変更後 5億6,607万1,200円
- 3 契約の相手方 小樽市緑1丁目5番1号
阿部・福島・小杉共同企業体
代表者
阿部建設株式会社

市道路線の変更について

市道路線を次のように変更する。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

路線名	新旧の別	起 点 終 点	重要な経過地
塩谷川沿線	旧	塩谷4丁目76番10地先 塩谷4丁目8番33地先	塩谷4丁目42番地先
	新	塩谷4丁目道道小樽西イ ンター線地先 塩谷4丁目8番33地先	塩谷4丁目42番地先

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第27号

小樽市教育委員会委員の任命について

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

小 澤 倭 文 夫

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

議案第28号

小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

杉 下 清 次

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

平成30年9月26日提出

小樽市議会議員	高野	さくら
同	酒井	隆裕
同	小貫	元
同	川畑	正美
同	新谷	とし

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から36年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、核兵器禁止を明文化した条約が制定された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持ち込みを容認する核密約の存在、加えて在日米軍の再編が更に強化される動きがある中で、小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

報告第1号

専決処分報告

平成30年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年7月9日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めらる。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年度小樽市一般会計補正予算

平成30年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,189,496千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		千円 1,389,338	千円 55,000	千円 1,444,338
	1 基金繰入金	1,389,338	55,000	1,444,338
歳 入 合 計		55,134,496	55,000	55,189,496

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 1,401,378	千円 55,000	千円 1,456,378
	4 選 挙 費	39,502	55,000	94,502
歳 出 合 計		55,134,496	55,000	55,189,496

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

報告第2号

専決処分報告

平成30年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年8月3日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年度小樽市一般会計補正予算

平成30年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,190,496千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		千円 1,444,338	千円 1,000	千円 1,445,338
	1 基金繰入金	1,444,338	1,000	1,445,338
歳 入 合 計		55,189,496	1,000	55,190,496

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 1,456,378	千円 1,000	千円 1,457,378
	1 総務管理費	1,139,851	1,000	1,140,851
歳 出 合 計		55,189,496	1,000	55,190,496

平成30年
小樽市議会

第3回定例会

報告第3号

専決処分報告

平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年9月19日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

平成30年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,562千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,414,237千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 1,183,157	千円 5,562	千円 1,188,719
	2 基金繰入金	—	5,562	5,562
歳入合計		14,408,675	5,562	14,414,237

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		千円 7,500	千円 5,562	千円 13,062
	2 返還金	—	5,562	5,562
歳出合計		14,408,675	5,562	14,414,237

専決処分報告

小樽市建築基準法施行条例及び小樽市手数料条例の一部を改正する条例（平成30年小樽市条例第26号）を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年9月20日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年9月26日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市建築基準法施行条例及び小樽市手数料条例の一部を改正する条例
(小樽市建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 小樽市建築基準法施行条例(昭和43年小樽市条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」を「第47条」に、

「第7節 診療所等の外壁等の防火構造(第55条・第56条)

第8節 特別の配慮を要する特殊建築物(第56条の2—第56条の9) を

第9節 定期報告(第56条の10) 」

「第7節 特別の配慮を要する特殊建築物(第48条—第55条) に改める。

第8節 定期報告(第56条) 」

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第12条第1項中「。第55条において同じ」を削る。

第48条から第54条までを削る。

第3章中第7節を削り、第8節を第7節とする。

第56条の2第1号中「診療所」の次に「(患者の収容施設があるものに限る。第50条第4項において同じ。)」を、「児童福祉施設等」の次に「(令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。第50条第4項において同じ。)」を加え、同条を第48条とする。

第56条の3を第49条とし、第56条の4を第50条とし、第56条の5を第51条とし、第56条の6を第52条とし、第56条の7を第53条とする。

第56条の8中「第56条の3」を「第49条」に、「第56条の2各号」を「第48条各号」に改め、同条を第54条とする。

第56条の9中「第56条の3から第56条の7まで」を「第49条から第53条まで」に、「第56条の2各号」を「第48条各号」に改め、同条を第55条とする。

第3章第9節中第56条の10を第56条とし、同節を同章第8節とする。

第59条中「第56条の4第3項第2号」を「第50条第3項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第85条第6項の仮設興行場等で、消火及び避難に有効な幅員5メートル以上の空地を周囲に有するものについて、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、その建築を許可する場合について準用する。

第59条の2第1項中「、第34条第1項並びに第55条」を「並びに第34条第1項」に改め、同条第2項中「、第33条第1項並びに第55条」を「並びに第33条第1項」に改める。

第60条第2項中「第56条の3第2項」を「第49条第2項」に改める。

第60条の2第1項中「第43条第1項ただし書の規定により」を「第43条第2項第1号の規定により市長の認定を受けた建築物又は同項第2号の規定により」に、「第56条の3第2項」を「第49条第2項」に、「第43条第1項ただし書の規定による許可に係る道又は」を「第43条第2項第1号の規定による認定に係る道又は同項第2号の規定による許可に係る道若しくは」に、「第43条第1項ただし書の規定による許可に係る道若しくは」を「第43条第2項第1号の規定による認定に係る道若しくは同項第2号の規定による許可に係る道若しくは」に改め、同条第2項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める。

第61条第1項中「、第55条」を削り、「第56条の3から第56条の7まで」を「第49条から第53条まで」に改める。

(小樽市手数料条例の一部改正)

第2条 小樽市手数料条例(昭和26年小樽市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第84号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同号を同表第84号の2とし、同表第83号の次に次の1号を加える。

(84)	建築基準法第43条	建築物の敷地と道路と	30,000円
	第2項第1号の規定に基づき建築の認定の申請に対する審査	の関係の建築認定申請手数料	

別表第108号の次に次の1号を加える。

(108)の2	建築基準法第8	仮設興行場等建築許可	170,000円
	5条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	申請手数料	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年9月25日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。